

## 第3回美里町総合教育会議議事録

---

日 時 平成28年2月4日(木曜日)午前10時開議

場 所 美里町役場本庁舎3階会議室

---

### 会議構成員

町 長	相 澤 清 一
教育委員会委員長	後 藤 眞 琴
教育委員会委員	成 澤 明 子
教育委員会委員	留 守 広 行
教育委員会委員	千 葉 菜穂美
教育委員会教育長	佐々木 賢 治

### 美里町総合教育会議事務局

総 務 課 長	伊 勢 聡
総務課秘書室総合調整係長	伊 藤 博 人

### 意見聴取者

教育委員会次長 兼教育総務課長	渋 谷 芳 和
教育総務課長補佐	寒河江 克 哉

---

### 議事日程

第1 開 会

第2 挨 拶

第3 協議事項

(1) 美里町学校再編ビジョン(案)について

(2) 美里町いじめ防止対策基本方針(案)について

第4 その他

第5 閉 会

---

午前10時 開会

日程第1 開会

総務課長（伊勢 聡） 皆様、改めましておはようございます。本日は大変お忙しい中、皆様には会議に御出席を賜り、まことにありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから第3回美里町総合教育会議を開催させていただきます。

---

日程第2 挨拶

総務課長（伊勢 聡） 初めに、相澤町長から御挨拶を申し上げます。

町長（相澤清一） どうも皆様、おはようございます。後藤教育委員長を初め教育委員の皆様におかれましては、本当に御多忙のところお集まりいただきましてありがとうございます。

きょうの天気は非常にいい天気で、いよいよ立春ということで、そろそろ春に近づいているのかなというふうな気がいたします。日ごろ本町の教育行政に関しまして御尽力をいただいておりますことに、改めて感謝申し上げます。ありがとうございます。

さて、本日は協議事項でございますけれども、美里町学校再編ビジョン（案）について、また美里町いじめ防止対策基本方針（案）について、2つの項目について御協議をいただきたい、進めてまいりたいと思っております。

教育委員会におかれましては、これまでの調整の経緯、また今後の具体的なスケジュールや住民の皆様の説明などをどのように進めていくかも、改めて会議の中で御説明いただけたらと思います。

また、本日は総合教育会議終了後、臨時教育委員会が開催される見込みでございますので、スムーズに協議が進みますように皆様の御協力をお願い申し上げます。

簡単でありますけれども、私からの挨拶とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

総務課長（伊勢 聡） 続きまして、後藤教育委員長から御挨拶をいただきます。お願いいたします。

教育委員長（後藤眞琴） 皆さん、おはようございます。

本日の3回目の総合教育会議では、美里町再編ビジョンと美里町いじめ防止基本方針について協議いたします。

協議される美里町再編ビジョンに基づいて、美里町の小中学校の再編が町長部局と連携を密にして進展していくことを期待しています。

また、美里町いじめ防止基本方針は、美里町の小中学校でのいじめの防止に役立つと確信しております。

本日はよろしく申し上げます。

総務課長（伊勢 聡） ありがとうございました。

初めに、本日の議事録署名委員について、事務局のほうからお諮りさせていただきます。

本日の会議における議事録の署名につきましては、留守委員、千葉委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

総務課長（伊勢 聡） ありがとうございます。それでは、留守委員、千葉委員にお願いいたします。

次に、協議事項に入る前に、第2回総合教育会議の議事録案に係る文言の修正について、事務局から御説明申し上げます。

○総務課秘書室総合調整係長（伊藤博人） 皆様、おはようございます。

それでは、私のほうから、11月27日金曜日に開催されました第2回美里町総合教育会議の議事録の修正について、御説明の上で内容の修正をお諮りさせていただきたいと思います。

こちらにつきましては、議事録案を調整した時点で、本日お集まりの皆様にご覧いただきまして、内容の確認をお願いしたところでございます。

そして、具体の中身の疑義について御指摘はない状況ではございましたが、前回の会議の協議事項の2点目、子ども家庭課のほうで協議事項として取り上げさせていただきました放課後児童対策における協議事項におきまして、担当の説明の中で、空き教室と余裕教室、両方の単語を用いた説明を行ってまいりました。こちらは、空き教室という表現につきましては、本来は現在文科省のほうでも空き教室ではなく余裕教室ということで表記するよう見解を示しているところでございまして、議事録という形で今後一般の皆さんが議事録を読む時点で、2つの単語が混同していると、何が違うのかなと疑問点に思う部分などもあることから、空き教室という発言を、議事録の記録に関しては余裕教室という表記に表現を統一させていただきたいと考えております。

それで、2回目の会議録署名委員、後藤委員長と成澤委員に議事録の署名をお願いしているところでございますが、今日こちらのほうで修正をさせてもらってよろしいかどうかお諮りして、そちらのほうの了承をいただけたら、会議終了後にお二人の委員に御署名をいただけたらと考えております。そちらにつきまして、内容修正をお認めいただけるかどうかの確認を

お願いいたします。よろしくお願いいたします。

総務課長（伊勢 聡） それでは、ただいま事務局から御説明申し上げました第2回総合教育会議の議事録案に係る文言の修正について、ただいま説明したとおりでよろしいか、皆様にお諮りしたいと思います。いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

総務課長（伊勢 聡） それでは、事務局案のとおりに修正させていただきます。ありがとうございました。

---

### 日程第3 協議事項

総務課長（伊勢 聡） 次に、次第の3、協議事項に入らせていただきます。

初めに、協議事項（1）美里町学校再編ビジョン案についてでございます。

資料につきまして、教育委員会から御説明をお願いいたします。委員長。

教育委員長（後藤眞琴） 寒河江課長補佐から説明いたします。よろしく申し上げます。

総務課長（伊勢 聡） では、寒河江補佐、お願いいたします。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉） おはようございます。教育総務課の寒河江です。委員長から、今御指名をもらいましたので、資料の説明をさせていただきます。恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

それでは、きょう資料でお配りしております美里町学校再編ビジョンについて御説明させていただきます。

まず、このビジョンの素案につきましては、さきに開かれました昨年11月27日の第2回美里町総合教育会議の場においてもお示ししているところでございますが、その後教育委員会のほうでの審議がまたありましたので、それも含めまして説明させていただきます。

第2回の総合教育会議のほうで町長から御指摘をいただきました一つ目としては、美里町学校教育環境整備方針というものを明文化した上でこのビジョンを作成したのが本来の基本であるだろうというような意見を受けまして、教育委員会では12月上旬に臨時会、また12月下旬に定例会を行わせていただいております。その会議におきまして、学校教育環境整備方針というもの、これまでは各委員さん方の御認識の上で進めていたのですが、明文化したものを決定いたしました。その整備方針に基づきまして作成されたのがこの学校再編ビジョンであるということを、まず最初に申し上げさせていただきたいと思っております。

資料のほうの中身になります。

まず、1ページ目は目次となっております。

2ページ目以降はその中身でございますが、まず2ページ目は、はじめにということで、ただいまも申し上げましたが、下段のほうに、学校教育環境整備方針に基づいて美里町の将来の学校教育環境を整備するための美里町学校再編ビジョンを示しますということになっております。このお示しするものが、今回の第3回目の総合教育会議の場で町長にお示し、今後これにつきまして協議検討させていただけたらと考えております。

3ページ目でございます。この学校再編の必要性ということで教育委員会では審議してきたところでありますが、それをまとめた文言でございます。最終的な教育委員会の考え方としては、学校の再編は考えなければいけないだろうと。つまり、再編は避けて通れないだろうというのが最終的な結論でございます。ただし、小規模である学校のメリットなども考えながらこの再編は考えていかなければならないということでございます。

3ページの下段につきましては、これまでの経過が載っております。

まず、平成24年4月から載っておりますが、教育委員会の附属機関であります学校教育環境審議会への諮問から始まりまして、あとは答申をいただいたと。答申をいただいた後に、保護者の方々へのアンケート調査、またこのビジョンを作成するに当たりまして、住民の方々を対象とした意見交換会を27年8月及び11月に開催したということが書かれてあります。

4ページ、5ページ目につきましては、先ほどお話ししました美里町教育委員会の附属機関であります学校教育環境審議会からいただいた答申書の内容をまとめたものを掲載させていただいております。この答申につきましては平成26年3月にいただきましたが、この基本的な考え方は近い将来の課題を中心にまとめたものでございますので、おおよそ平成30年度までの考え方を示したものであるということでございます。

1つ目としては、適正規模に対する基本的な考え方。2つ目として、適正配置及び通学区域に関する基本的な考え方。3番目としては、施設整備に関する基本的な考え方。4番目が、学校等が抱える将来的な課題に関すること。5番目としましては、上記に掲げることを適正化するための具体的な方策という5つの答申をいただいておりますが、それをまたこのビジョンの中でも載せさせていただいております。

続いて、6ページになります。アンケート調査や意見交換会のことについてまとめてございます。アンケートにつきましては、平成27年2月に幼稚園・小中学校の保護者及び教職員の方々へのアンケートとして実施させていただいております。

また、先ほどもお話ししましたが、昨年8月及び11月に学校再編ビジョンの骨子についての

説明、それに対する意見ということで、計6回の意見交換会を行わせていただいております。

そのアンケート調査について、多い意見があったものを1から3まで載せさせていただいております。また、意見交換会についても意見や要望があったものを、全てのものではございませんが、11項目をこちらのビジョンのほうには掲載させていただいております。内容につきましては、この場での説明は省略させていただきます。

そういったアンケート調査や意見交換会を受けて、学校再編ビジョンをどうするのかというのが、この8ページから11ページまでにまとめたものでございます。

それです、学校再編ビジョンを作成するに当たりまして、まずハード面とソフト面に分けて考えております。まず、ハード面というのは、学校の配置関係でございます。ソフト面については、子どもたちがよりよい環境で学べるための学級編制等でございます。

まず、ハード面でございます。小学校と中学校とに分かれております。8ページについては小学校、9ページは中学校でございます。

まず、今の現状でございますが、美里町内には御存じのとおり6校の小学校がございまして、美里町におきましても少子化の問題は深刻でございます。そういった将来的な児童数を考えますと、6校を1つに、1校にせざるを得ない状況が将来来ることは視野に入れなければならないということが教育委員会のほうでも確認されております。ただし、この6校を1つにするということにつきましては、なかなか現実的には難しいこともあると思われまので、経過措置として、現在の6校を現在の中学校区、小牛田中学校区、不動堂中学校区、南郷中学校区の各1校ずつ、ですから町内で3校という形になります。3校にできるだけ早く再編するというのが教育委員会が出した結論でございます。その理由につきましては書いてありますが、ここでは説明は省略させていただきたいと思っております。

欄外のほうに書いてありますが、ハード面での整備に要する費用、大規模改修や増改築の費用については、現在は積算しておりません。今後、概算費用などを積算しながら、住民の方々や、あとは町当局と協議を進めていかなければならないと考えている次第でございます。

次、9ページ、中学校の部分でございます。

中学校の再編につきましては、現在の3校、小牛田中学校、不動堂中学校、南郷中学校を、できるだけ早く1校に再編するというのが教育委員会の最終的な考えでございます。理由につきましては、4つほど載せてありますが、これについてもお目通しいただきたいと思っております。

ただ、この部分については、小学校でも申し上げましたが、大規模改修や増築、または新たな新築ということも考えられますので、その費用なども今後は積算して、町部局、町民の方々

にお示ししていかなければと考えているところでございます。

次に、ソフト面でございます。10ページにその部分が載っております。2つ、教育委員会では考え方をお示しました。

まず、一つにつきましては、小学校1年生から中学校3年生まで全学年におきまして、30人未満の学級編制を目指そうということが一つございます。今現在、小学校1年生、2年生、中学校1年生につきましては、県、国の施策によりまして35人学級で編制させていただいているところでございます。美里町ではそれを一歩踏み出し、全学年30人未満で学級編制を目指そうということでございます。その理由につきましては、2つほど書いてございます。

もう一つのソフト面での考え方です。学習形態の多様化により、少人数指導の実施を行いたいということでございます。これにつきましては、子ども一人一人の習熟度は変わりがありません。その習熟度に合った少人数指導を実施することにより、一層の基礎学力の向上を図れるということを考えた上の教育委員会での考え方でございます。

ただし、このソフト面につきましても、当然ここまでは国、県の教職員の配置に基づいておりますが、30人未満の学級とした場合は町単独での費用が必要になってまいります。ハード面と同じように、これにつきましては、町と協議、連携を図りながら実現するための費用なども示していかなければならないと考えております。

最後になります。11ページでございます。

このような学校の再編に当たっては、人的な配置も必要であろうということでございます。まず、今現在の教育委員会にあるセクションだけでは、この学校の再編に当たるのはなかなか難しいだろうと。ですので、そういった新たなセクションの設置です。また、これは教育委員会のみならず、町全体の大きな課題となると思われれます。ですので、町長部局の関係課との協議、協力体制をこれまで以上に踏まえた上で進めていかなければならないと考えているところでございます。

あと、具体的なスケジュールとなりますが、これについては一番下の箱にあります実施期間を見ていただきたいと思います。

事業期間としましては、この表では平成28年度から34年度までとなっております。28年度からの5年間で第1期、33年度以降を第2期と考えさせていただきたいと思います。小学校の再編につきましては、第1期については説明を行いながら32年度までの方針を決定していきたい。また、中学校につきましては、平成28年度中に住民の方々や保護者の方々へ説明を行いながら、30年度には方針を決定し、その方針に基づいた設計・工事などを行いながら、33年度以

降に新たな再編した中学校を設置したらどうかというのが、今現在の教育委員会の考え方でございます。

あと、資料につきましては、12ページ以降については、これままでの教育委員会、または住民意見交換会でお示した資料の一部を載せさせていただいておりますので、こちらのほうは後ほどにお目通しいただきたいと考えております。

最後になりますが、今後のこの再編ビジョンの取り扱いの関係でございます。

本日、総合教育会議の場に出して、教育委員会の考え方を町長のほうにお示しいたしました。これを機に、今後町長と協議検討を深めていきたいと考えております。

また、来週の8日、月曜日になります。議会の全員協議会を開催させていただくよう町長のほうでお手配いただきました。8日に議員の皆様方にこの再編ビジョン、その前段となります学校教育環境整備方針、この2つを議員の方々に御説明したいと考えているところでございます。

また、住民の意見も再度聞かなければいけないということですので、パブリックコメントにつきましては、平成28年度早々に行わせていただきたいと教育委員会では考えているところでございます。

以上、学校再編ビジョンの説明を終わらせていただきます。

総務課長（伊勢 聡） ただいま説明がございました件につきまして、御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。町長。

町長（相澤清一） ただいま補佐から説明をいただきました。まず、教育環境整備方針にのっとり再編ビジョンをつくり上げたということで、私たちの意見なども踏まえながら進めていただいたことに感謝申し上げさせていただきます。

そういうようなことで、一連の教育再編ビジョンができ上がったわけですが、実はまず1点目。先日、河北新報で1月28日に大きな見出しで、「美里町教育委員会、小学校3校、中学校1校、再編方針」ということで上がりましたが、これは公開しているものですからある程度出るのはわかるんですけども、町民の方々から、これを見たときにすぐ電話をいただきました。「決定したんだろう」と。「もう、決めたんだよね」という話で、この新聞をよく見ると、そういうふうな捉え方もできるし、そういうふうでない捉え方もできるんですけども、町民のやっぱり感覚では、新聞マスコミ報道というのは非常に大きなもので、ぼんと出たときにはもうこれは決定事項なんだと。私たちはじゃあ今後どのようにするというの、町がそういうような方針を決めたのだからまあいいだろうというふうな、そういうような考えを持



つ方も多々います。

ですから、教育委員長にお聞きしたいし、お願いをしたいんですけども、私たちもやはり執行部の立場で、こういうふうに出るときには後々のことも考えながら丁寧にやっぱり情報発信をしないと、変な誤解を招いて、せっかくこれから将来に向けてこういうような制度設計をするのにブレーキがかかってはだめだから、やはり丁寧にもっとガードをやっぱりきつくして、そうやってやるのがどうしても今後の方向性を決めるときに必要なものだから、私たちも常々言っているんですけども。

ですから、現実的に、私たちは産業活性化施設を今進めております。ほとんどの委員の方々がわかっています。マスコミも恐らくわかっていると思いますけれども、その場所、時期、また規模、そういうようなことをまだ出していません。それはやっぱり担当課が非常にガードを、それをやると大きな問題ですから、必ず大きく取り上げられるんですね。そうすると、そこにいろんな弊害が出てから困るので、そういうふうなことを常々意識をしてやっているものから、今回そういうような形で新聞報道、マスコミに出ています。

先ほど言ったように公開が原則ですから、ある程度そういうような会議の内容は当然マスコミも知っているし、出されるのはよろしいかと思うんですけども、そういうようなことで決定事項とか、そういうようなことで、まず教育委員会が決めたことで、町ではないよと。それは当然、この新聞を見ればわかるんですけども、そういうふうなことで、もう少しやはり丁寧に、自分たちが進める上において非常に手順といいますか、そういうふうなことを丁寧にやっていただければなと思います。

今回、どういうような形でこれが広まったかわかりませんが、まず教育委員長にその辺の経過、そういうふうなこと、考え方をそれなりにお聞きしたいと思っております。

総務課長（伊勢 聡） それでは、委員長、お願いいたします。

教育委員長（後藤眞琴） これは、先月27日の定例会でこのことが協議されましたときに、傍聴者の方にもこの再編ビジョン案をお示しました。僕は町長と同じように、できるだけこちらの情報は公開したほうがいいという考えでありますので、傍聴者の方にもこの再編ビジョンを配布しました。それを通して、多分、これは確かめたことではありませんけれども、マスコミの方に知られたんだろうというふうに思っております。

それで、それに当たりますは、その新聞にあることから推測されますように、マスコミの方が教育委員会に来たわけですから。それで、そのときに僕はうちにいたので、どういうふうに対応したらいいのかということで、まず担当者が教育長にお話しし、教育長から僕のほうに連

絡がありまして、それで僕はちょっと行けないので担当者の方に対応をこういうふうに、そこにありますようなことをお話ししたらいいんじゃないかというような指示をいたしました。それで、その記事を僕も改めて見ましたら、確かに町長がおっしゃいますように、ちょっと舌足らずな部分があって、誤解されるところがあるなというふうに感じております。

今後、そういう外部等に情報を公開する、こういうものを公開する場合には、もうちょっと慎重にしなければならないなということは痛感しております。今後、そのように注意したいと思っております。

町長（相澤清一） 今、教育委員長の話の中で大体理解はできたんですけども、今後こういうふうなケースがこれから当然出てきますよね、いろんな建設計画とかそういうふうな中で。やっぱり代表者、教育委員長とか教育長が責任を持って答えるならいいんですけども、やはり担当者に答えさせるというのは、やっぱりちょっといかなものかなと私は思っているんです、ざっくばらんに。やはり担当者も、やっぱりそういうふうにマイクを出されて、いろんなことを想定して答えるというのが非常に大変だと思うので、ぜひやはり責任者の立場で、教育委員長とか教育長が答えるべきだと思いますので、その辺はこれからしっかりとやっていただければということで、お願いでございます。よろしくお願い申し上げます。

それから、もう1点、パブリックコメントですけども、パブリックコメントというのはやはり内外の人からいろんなさまざまな意見を聞いてまとめ上げる。決定した、決めたと書かれていますけれども、やはり本来はパブリックコメントなんかを、いろんなことを引用しながら、そういうようなパブリックコメントにかけて最終的な形を整えるというのが順序なのかなと思っています。

そういうふうな中で、パブリックコメントを28年の早々に実施するというごいませけれども、大体早々というのは、できるだけ私は、議会で2月8日に説明をいただきますので、その後早速というふうな形でよろしいんですか。その辺だけ。

教育委員長（後藤真琴） 教育委員会としましては、3月からとりかかりたいとは思っているんですけども、議会とかありまして、時間的にちょっと無理なところがあるなと思っております。来年度の4月早々に協議して、できるだけ早くパブリックコメントの準備をしたいと思っております。

町長（相澤清一） 何で4月までかかるの。方針がある程度、大枠出たんだもの。例えば、すぐできるんじゃないか。何か私、正直、パブリックコメントの手続というのはわからない部分もありますけれども、そんなに時間をかけなければいけないものか。

教育委員長（後藤眞琴） 町長、これは結構、パブリックコメント条例というのがありますよね。あれに従って準備も必要なんです。

町長（相澤清一） うん、だから4月まで。

教育委員長（後藤眞琴） ええ、まあ。

総務課長（伊勢 聡） それでは、パブリックコメントの手続について、事務局のほうから御説明申し上げます。

○総務課秘書室総合調整係長（伊藤博人） パブリックコメントにつきましては、すみません、私も直の担当じゃないのでちょっと説明不足のところもあるかもしれないんですが、大まかな流れについてちょっとお話しさせていただきます。

今、後藤委員長から、条例に沿うと結構な時間がかかりますということで、条例を読み込まれた上での御発言だとは思いますが、まずパブリックコメントを実施しますよという部分を広報とホームページに掲載しなければならないルールがございます。そして、今現時点で今年度から広報が月に1回の発行に変わっておりますので、昨年度であればお知らせ版というのも月半ばに発行がございましたので、月2回のアナウンスの機会があったところですが、今年度から月頭の広報誌のみでパブリックコメントを実施しますよという形のアナウンスが1回しかできない状況となっております。

それで、パブリックコメントを実施しますよという形でアナウンスした後に、意見を聴取する開始の期間の7日前、1週間前に情報を各地区館や庁舎、条例上定められた場所に資料を掲示しなければならないと。そして、その後に意見聴取期間もパブリックコメント条例では30日以上設定しますという形になっておりますので、ちょっと事前の調整がかなりシビアに、昨年度と比べると今年度の部分はシビアになっていることから、ある程度の時間は要するのかなというのが私の見解です。

ちょっと実質的に、3月から早々にという部分でやってやれないこともないとは思いますが、けれども、その部分、急な形で調整をすればたばたとやって、あと3月も議会、定例会をこなしながらそちらの部分の調整となると、かなり事務方は大変なのかなというのが正直なところであります。

だから、多分そういう部分も含めての、早々の実施ではあるけれども年度明け、4月の部分でしょうかね。そちらの部分から実施できたらということでの御説明だったのかなと私は思いながら、事務局の御説明を聞いていたところでもあります。以上でございます。

町長（相澤清一） わかりました。大分そういうタイトなスケジュールということもございま

すけれども、この種のもはやはりスピーディーに、できるだけ早くやるということがやはり求められていると思いますので、その辺を事務局方、お願いします。

それから、今後についてもう1点なんですけれども、総合計画では1回パブリックコメントをもらって整理をして、そしてもう1回かけるという、そういうふうな丁寧な町民への説明と言ったらいいか、意見を聞くと言ったらいいか、そういうこともある種必要な事態が発生するかもしれない。そういうものであれば、やっぱりこういうような学校再編というのは、この地域の一番大きな、本当にこれからの大きな問題ですので、丁寧にそういうふうなパブリックコメントを、例えば2回やっても。そうやってある程度しっかりとした方向づけを、意見を聞いて進めるというやり方がよろしいかと思しますので、その辺は今日の会議の中でお話しさせていただきますけれども、教育委員会でも議論をしながら、協議をしながら進めていただければありがたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

それから、私ばかり言ってなんですけれども、もう1点。この学校再編のビジョンを私なりに理解しております。そういうふうな中で、やはりこれを進め、教育委員会で再編ビジョンを作ったのはいいんですけれども、これから建設、そういうふうに進んでいきますね。実施計画、実施設計。そういうふうに進んでいくときに、やはり当然お金の問題、町も大変な中でございますので、財政計画をしっかりと立てて議会の同意をもらいながら進めていかなければいけないと。やっぱり学校再編ビジョン、これを作るに当たって財政課なんかとはどういうふうな形で協議をしたのか。もししていないとすれば、これからどのような形でやるんだか。当然、起債、一般財源、補助金、さまざまなことを駆使してこの学校建設はしていかなければいけないのでありますから、その辺は財政課とやっぱり町当局としっかりと話し合いを進めながらしなければいけないと思うんです。それまで、今までどのような話をしたのか。ましてや、今後どういうふうな考えで進めていくのか、進めていく考えなのか。その辺をお聞かせいただきたいと思えます。

総務課長（伊勢 聡） 委員長。

教育委員長（後藤眞琴） この11ページ、ローマ数字の実施方法の1にありますように、11ページの最初です。再編に係る人的配慮の（1）、僕はこれがまず大前提になるのではないかと思っております。この学校再編の推進するに当たり、学校再編を専門とするセクションの設置。これを設置することによって、今のような財政課からも入っていただき、教育委員会からも入っていただく。そういう形でいろいろ協議ができてくるんでないかと思えます。これが、僕は

まず第一に、これからその再編を進めていくに当たっては、まずしなければならないことだろうと思っています。そうすると、町長部局と教育委員会の連携が密になって、この辺のところ、ぜひ町長にお考えいただかなければならないと教育委員会では思っております。

町長（相澤清一） 学校再編ビジョンをまとめたのはいいんですけれども、30年度から方針を決定して、31年度に設計をする、32年度に工事をする。こういうふうな手順になっていますよね。その間、財政課とどのような協議をしたんだか。これは32年度、大体の大枠で、教育委員会でまあこんな年度でいいんじゃないかなという議論をしたとは私は思わないんです。企画財政課なり、いろんな総務課なり、そういうような全体的に。

それで、この辺の大体32年度なら予算計上ができる、また31年度に設計費をつけられると、そういうふうなスケジュールでもって学校というのは作らなければいけないので、その辺の話はしたのか、協議はしているんですか、そういうふうな話は。もし、していないとすれば。

教育委員長（後藤眞琴） してはおりません。これを、先ほどからお話ししている専門とするセクションをつくって、そこでいろいろ協議して、それで住民にも説明していくと。そういうふうな考えで教育委員会はやっています。

町長（相澤清一） 委員長の考え方がわからないことはないけれども、こうやって公にこれから説明をしていくんですから、当然財政のことを住民から聞かれますよね。32年度に工事を着手すると。そのときに、財政課との折り合いはついているんですかといったときに、いや、まだその課の設置でセクションを決めてそこで協議をしていますでは、説明にならんと、こう言われると思うんですよ。だから、その辺のことを。

教育委員長（後藤眞琴） ですからね、教育委員会でビジョンをつくりましたね。ビジョンをつくったときには、あくまでも子どもたちの立場に立ってビジョンをつくったわけですよ。

それで、このビジョンを推進していくに当たっては、当然町長部局と連絡を取り合いながらやっていく、推進していかなければならないわけですよ。ですから、ビジョンをつくった後で、このセクションを早急に立ち上げて、それで今町長がお話ししているようなことを進めていかないと、もしここにある実施期間がここでこの案で認められたとすれば、そうするとやっていかなければならないわけですね。そのためには、今度セクションを作って、これだったら28年度から説明、いつ頃からそのパブリックコメントを求めて、パブリックコメントを2回やるとしたらまた時間がかかるんですよ。これを教育委員会でまた協議しなければならないんですから、その間にセクションを立ち上げて、そこでいろいろ財政問題、財政課とも、ほかの課も、建設課なんかもあると思うんですけど、そういう方が入っていただいたセクションを

設置しないと進めていけない、推進ならないんじゃないかというのが、教育委員会では話し合っていることなんです。

町長（相澤清一） 私たちが事業を実施する場合において、やはりそういうふうな将来的なビジョンも当然必要ですけれども、やはりその裏には必ずしっかりした財政裏づけがないと、進んでいかないと、目的を達成できないというのはありますから、その考えもわからないわけはありませんけれども、やはり再編ビジョンをつくるには常に事務局と財政課と一体となって、一緒になって進めていかないと。例えば、これを出されて、執行部で32年度には到底できませんと言われたときには、この計画は崩れるんですよ。そういうふうなことも踏まえながら、だからそういうふうなことのないように、例えば財政課とやって32年は無理だから33年に何とか、30億円、40億円のお金ですから、そう簡単に生み出せるわけでないですから、そういうふうな手順を一緒になって、これは連動して進めていかなければいけないと私は思っているんです。そういうふうなセクションを作るというのは、後づけ。語弊があるかもしれませんが。そういうような形でやると、やはり財政との連動性がなくなるというふうな思いをいたしているんです。

それで、やはりこれからでも結構ですので、ぜひ財政課と緊密に連携をとりながら、常にそういうふうな、いつまでにお金がこのような形で必要なんだと。当然、私たちも財政計画に反映させて議会に説明をしながら、長期的な了解をもらいながら進めていかなければいけないので、そうやってこっちはこっちでビジョンを作って、どんと予算を例えばぽんと出されても、なかなかできないと思うんですよ。そういうふうなことを踏まえて、とにかく協力というか連動してそういうふうな事業を進めていってもらわないと、やはりなかなか大変だと思いますので、その辺の考え方は、今後どうあれ、セクションを作るのも結構ですけれども、ただ財政とはやはり長期的な展望に立って、お互いに同じ町ですので、そうやって連携をとりながら財政を進めていくと。そうやって方向性を示していくというのが、私はそういうふうな方向性が一番いいんだろうと思いますけれども、どうですか。

教育委員長（後藤眞琴） この総合教育会議というのが新たにできましたよね。それで、今年度から立ち上がりましたね。そこで教育委員会と町長が合意に達して、そこからこの再編ビジョンだったら再編ビジョンが具体的に始まっていくことだろうというふうに考えているんですよ。ですから、今、今までのやり方は、町長のおっしゃったようなやり方だったと思うんです。その前には、総合教育会議というのはありませんでしたよね。ですから、今度これを認められたと、この案が認められたとしましたら、やはりこういう連携を密にするためにセクショ

ンを立ち上げて、そこで議論していくと。そうしたらいろんな問題が出てきて、どうだろう、こうだろう、いやこれだったらちょっと延ばさなきゃだめなんじゃないかとかいうのが始まってくるんでないかというふうに僕はずっと思っていたんです。

町長（相澤清一） 後藤委員長の話だと、そうやったら、例えば財政課でセクションの中で議論して、32年は到底間に合わない、33年からしかできないといったときは、改めて町民に説明をしていかなければいけない。そういうふうな後づけでは、何を町で、教育委員会で何やっているんだと言われかねやしないかと私は思うんですよ。

教育委員長（後藤眞琴） いや、ですから、これはまだ再編ビジョンが河北新報に出たのは、教育委員会としての考え方ですよ、出たのは。ですから、ここでもしこれからこの実施期間というものがまだそういう可能性があるとしたら、ここはセクションの中で検討していくというような形でこの案を認めるということもあり得るだろうと。

町長（相澤清一） それでは私は。

総務課長（伊勢 聡） 済みません、ちょっとですね、今、町長と教育委員長の議論があるわけですが、それで進行役としてちょっとだけ取りまとめさせていただきたいんですけれども、よろしいでしょうか。

今、後藤委員長のほうからは、あくまでも学校再編を専門とするセクションの設置をしてからある程度の具体性を持った進行ということなんです、やはり町長からは、こういった学校再編ビジョンを公に示す、公表するに当たっても、やはりある程度の裏づけをとった形での進め方ということでのお話かというふうに思っています。

それで、なかなかちょっと町長と教育委員長のお話がかみ合わないの、進行役としてはどちらがどうとも言えない立場なので、今、教育総務課長のほうから発言をしたいという申し出がございまして、一度教育次長のほうからお話をさせていただきたいと思います。

○教育委員会次長兼教育総務課長（渋谷芳和） この学校再編ビジョンにつきましては、まだ基本構想の段階です。ですから、小学校については6校を3校に、それから中学校3校を1校としておりますけれども、これはどこの小学校をどこの場所に移すとか、どこの場所に建設するというのをまだ示しておりません。それで、あくまでビジョンでありますので、今後保護者、それから町民の方々と話し合いをしながら、当然このビジョンは不変でありませぬので、変わる形になると思います。

それで、住民の方々がやはり再編が必要だといった段階で、当然ビジョンではなくて再編計画になると思います。その計画になった段階での予算的な裏づけというんですか、幾らぐらい

かかるということになりますので、その段階で当然財政当局とはお話し合いをしなければならぬというふうに考えております。ですから、費用面については、現段階では財政当局とは協議はいたしておりません。以上です。

町長（相澤清一） それがいいのかな、果たして。私は、それをやってしまうと、全部みんな後づけになってしまって、せっかくないいビジョンを作りながら、それが財政当局でなかなかできないとなったときには、また振り出しに戻るというふうな中でありますので。私は常々思っているんですけども、やっぱり教育委員会と財政側としっかりとコンタクトをとりながら、そうやって町ではこういうような、教育委員会ではこのような形で進めているんだけど、財政当局はどうなんだべね。32年にこういうような方向性があるんだけど、できますかねと。そういうふうなことを、やはり私は協議をしていくべきだと思うんです。これから例えばセクションをつくって新たな課なり係になるかわかりませんが、その中で決めていって、そして財政課で、みんなで決めたんだからお願いしますと来たときに、財政課は当然、いやそれはきついですねと言われたときに、またどうするんだ。また振り出しに戻って、そのような形で前に進めていくのか。そういう手法は、私はうまくないのかなと思っているんですけども。常々いろんな形で、フリーの形で、財政当局とやはり私は議論して協議はすべきだと思うんですけども。そのようなことをしないと、なかなか年次計画に沿って前には進まないような懸念が多いから今言っているんだけど、これからいろんな形でそういうようなことをしてほしいなど。そうでないと、なかなか前に進まないんでないかなと。教育委員会で、セクションで決めたから、これを財政裏づけで、財政でしっかりとしてほしいと言っても、なかなかそれができない場合もあるから。

教育委員長（後藤眞琴） 町長、セクションを作ったら、そこに財政課の責任者が入ってきて、それで教育委員会も入って、あと必要な建築課なんかもその中に。

町長（相澤清一） 何でその前段で、もっと協議してもいいと思うんです。

教育委員長（後藤眞琴） それはやってもいいですけども、今度せっかく総合教育会議というのができて、そこで合意に達したら、セクションを作りましようと言ったら、町長はセクションを作る気はありますか。

町長（相澤清一） どういうふうな内容なんだか。

教育委員長（後藤眞琴） これからのことを。

町長（相澤清一） セクションというのは、どういうふうなものを想定しているのか。

教育委員長（後藤眞琴） この学校再編ビジョンを推進していくための委員会とか何とかいう



ようなものです。

町長（相澤清一） 必要があれば、それは当然作りますけれども。

教育委員長（後藤眞琴） ええ、必要。

町長（相澤清一） じゃあ私は、このビジョンができるまでの経過として、全体、このスケジュールを作っているんだから、財政課との話し合いなり打ち合わせ、そういうようなのがあって当然しかるべきだと思うけれども、一切何もしないで教育ビジョンを作ったのかなと思っているのね。だから、それはもう少し、このくらいの事務執行をする上で手順というのが、私は違うような気がするのね。それを新たに作るのはいいいんだけれども、作って前に進めるのはいいいんだけれども、その前に、この年次計画の実実施計画等しっかりしているんだから、そういうような形で検討したのかなと。一切していないというふうな話だけれども、それでいいのかなと思っているの。それは、後からセクションを作ってやっていくというふうな

教育委員長（後藤眞琴） 僕はもうそれで、総合教育会議でこのビジョンを認めてもらったら、合意に達したら、セクションを作ってそういう委員会みたいなものを立ち上げて、早急にいろいろ検討していきましょうと。

町長（相澤清一） いや、財政、なかなかわからないけれども、財政が非常に厳しい状況にありますので、当然予算の確保が難しい時期に来ているのね。教育委員会で再編ビジョンをしっかりと作ったんだけれども、やはり2年後、3年後にできないかもしれないね。そのときに、改めて、いやそれは町財政が厳しいからいろんなセクションを作って計画を作りましたけれども2年間延ばしますと、改めてそういうふうな言い方をするのではなく、もっと前にしっかりと協議をして、そしてセクションも作るのであればその方向に持っていくようなセクションにしないと、実行性が私はないと思うんですけれども。

教育委員長（後藤眞琴） では、そういうことをしなかった手落ちは教育委員長として認めますけれども、その部分を補うためにもこのセクションを早急に、セクションというこれは仮の言葉ですけれども。

町長（相澤清一） どういうふうな形が一番効果的なんだかわからないけれども。

教育委員長（後藤眞琴） その辺のところ、町長のリーダーシップでこれを本当に

町長（相澤清一） いや、それは教育委員会がどういうふうなメンバーでどのような形にするか、それは教育委員会が実施主体だから。町が作るんでないもの。

教育委員長（後藤眞琴） ここで合意してね。

町長（相澤清一） ええ、そう。教育委員会の主導でもって、セクションをぜひ作りたいとい

うのであれば。

教育委員長（後藤眞琴） 合意の上で。

町長（相澤清一） それは当然そのような形で構わない。

教育委員長（後藤眞琴） そういうことで、今までの教育委員長としての手落ちがありまして、それを補うためにも早急にということをこれから考えて、町長に相談したいと思っています。

町長（相澤清一） やっぱり、これから何でもだけれども、例えば教育環境は

総務課長（伊勢 聡） それでは、今なかなかあれなんです、寒河江課長補佐のほうからちよっと発言したいというお話でございますので、寒河江補佐からまず。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉） 今、町長と委員長のお話を聞いてはおったんですけれども、教育委員会も今回のこの場で町長にビジョンをお示ししたというのは、総合教育会議そのものの基本的な考え方です。この総合教育会議というのは、事項を決定する場ではございません。あくまでも町長と教育委員5人が協議調整する場でございます。ですので、先ほど申し上げましたが、学校再編ビジョンは、教育委員会がこのようにしたほうがよろしいと考えた一応決定事項でございますが、これを町長にお示したと。お示した上で、町長が、教育委員会は財源、財政を持っていないから、それでは町長が持っている財政部局のほうの財政課と教育委員会がきちんと話をしてちょうだいねと、私も財政のほうに話しておくからねと言っていただけのかなと思って、私は今説明したつもりでございました。

ですので、あくまでもこれは、総合教育会議は協議調整をする場だという意味で御説明したということで、町長には御理解いただけたらと思っております。

町長（相澤清一） うん、だから今までの手順の進め方として、やはりもっと財政課と協議をして、こういうふうな方向性を立てるのであれば、財政の観点からもやっぱりいろんな協議をして進めてもらいたいと。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉） はい、わかりました。これについては、非公式では担当者レベルで話し合っておりましたが、教育委員会と町長部局の企画財政課で正式な会議等は持っておりませんでしたので、今後町長のそういった御指示であれば、今後そのように進めていきたいと考えております。よろしくお願ひしたいと思います。

町長（相澤清一） はい。そういうふうなことで、財政課との協議を進めながら進めてほしいと思います。

あとそれから、平成28年度、住民への説明ということでございますけれども、どのように考えているんだか。今までもいろいろ町民懇談会、そういうのをやりましたけれども、今後28年

度に向けて、より具体的になっておりますので、これはどのように今方向づけを考えているんですか。

教育委員長（後藤眞琴） では、寒河江補佐から。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉） 発言させていただきます。

平成27年度におきましては、中学校区単位で3カ所の意見交換会を行っていましたが、28年度以降につきましては、小学校区単位とかでもっときめ細やかな地域への説明、あとは意見をお聞きする場というのを設けなければいけないのかなと考えております。その実施時期については、まだ教育委員会では正式に話し合っておりませんので、この場での発言は控えさせていただきますと思います。

町長（相澤清一） 大体、28年度である程度、皆全て網羅するというような解釈でいいんですか。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉） そのようにしたいと考えておりますが、それにつきましては、先ほども委員長が話したとおり、現在の人員では果たしてそれができるのかどうかを含めまして、教育委員会として、今後また協議を進めていきたいと考えております。

町長（相澤清一） はい、わかりました。

総務課長（伊勢 聡） それでは、議題1点目につきまして、そのほかに御質問等ございますでしょうか。（「なし」の声あり）

それでは、ないようでございますので、次に協議事項（2）美里町いじめ防止対策基本方針（案）についての協議に入らせていただきます。

資料につきまして、教育委員会から御説明お願いいたします。委員長。

教育委員長（後藤眞琴） 渋谷教育次長から説明していただきます。よろしく申し上げます。

総務課長（伊勢 聡） では、教育次長、お願いいたします。

○教育委員会次長兼教育総務課長（渋谷芳和） 教育総務課の渋谷です。失礼ではありますが、お許しをいただきまして、着座して説明させていただきますと思います。

それでは私から、美里町いじめ防止対策基本方針（案）について御説明いたします。

この美里町いじめ防止基本方針（案）につきましては、昨年1月に教育委員会が策定いたしました美里町いじめ防止基本方針に、いじめ防止には家庭や地域の役割が大きいことから、地域や家庭の役割を加え、見直しをしたものであります。

1ページをお開きいただきたいと思います。

基本方針は、基本的な考え方、2番目に町及び教育委員会が実施する施策、3番目に学校が実

施する施策、4として家庭の役割、5として地域の役割、そして6として重大事態への対応という構成になっております。

要点のみ説明させていただきます。

はじめにということで、「いじめは、いじめを受けた児童などの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである」ということで、子どもたちの人権を侵害する深刻な問題であります。

平成23年に大津市で起きた事件によりまして、平成25年にいじめ防止対策推進法が制定されて、その12条の中に、地方自治体は地方いじめ防止基本方針を定めるよう努めるという条項がございます。それに基づきまして、本町では美里町いじめ防止基本方針を定めるものであります。

基本的な考えとして、いじめの定義という形で第2条に規定されております。心理的または物理的な影響を与える行為で、いじめの対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいうといういじめの定義になっておりまして、このいじめを判断するのは、これは各学校で策定しているいじめ防止基本方針がございまして、その中に学校におけるいじめの防止等のための組織というのがございまして、これは複数の教職員やスクールカウンセラーで構成するもので、それでいじめの認知を行うことになっております。

3ページをお開きいただきたいと思います。

具体的ないじめの内容ということで、冷やかしかからかいなどの軽いいじめから、たたかれたり蹴られたりする暴力的な重い行為まで、いじめの様態が提示されております。

それで、3ページの下段にあります、いじめ防止などに関する基本的な考え方ということで、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童などにいじめは決して許されないことの理解をしてもらうことが一番大切だというふうに考えております。

4ページにつきまして、いじめの早期発見という形で、学校では月に1回のアンケート調査を実施しておりますし、また教育委員会では青少年教育相談員を設置しております、いじめの早期発見に努めております。やはりいじめの防止というのは、それぞれ関係する団体、そして住民との連携が必要だということで記載しております。

5ページに移ります。

5ページは、これは町及び教育委員会がする施策ということになります。その中で、町は法律の第14条第1項で、いじめ防止などに関する機関、団体の連携を深めるためということで、

構成メンバーについては記載のとおり学校、教育委員会、PTA、児相、法務局等がありますし、また専門的な知識及び経験を有する第三者という形で設置することになります。

それから、2になります。教育委員会は美里町いじめ防止対策委員会の設置ということで、これについては専門的な知識、経験を有する第三者などの参加を図り、附属機関として設置するということになります。これは条例を制定して、附属機関としての位置づけになります。それから、最後に出てくるんですが、重大事態の発生時の調査組織ということで、再調査ということです。このいじめ防止対策委員会については、再調査についてもこの機関で行うということと考えております。

次に、6ページになります。

いじめに対する措置ということで、先ほどお話ししたとおり学校内でのいじめの、済みません、これは教育委員会の条項ですね。これについては、先ほどお話ししました美里町いじめ防止対策委員会が調査を行う形になります。

次に、8ページになります。

学校が実施すべき施策という形で、法律の第13条で、学校については学校いじめ防止基本方針を定めると。努めるではなくて、定めるということで、町内の全ての学校でこの方針を定めております。

次に、学校いじめ対策委員会等を置くという形で、先ほどお話ししましたいじめがあった場合の認知を行う組織で、防止のための組織を学校では設置することになっております。

次に、ちょっと飛ばさせていただきます、11ページに移らせていただきます。

新たに加えた項目です。家庭の役割、地域の役割は、やはりいじめ防止には重要な役割を負うという形で、保護者の義務という形で、保護者は子どもの教育については第一義的な責任を有するものということで、やはり保護者の責任は大きいという形で記載しております。

地域の役割ということで、やはりいじめ防止には地域と学校との連携が必要だということで記載いたしております。

13ページになります。

重大事態については、この法律で規定されているのが、児童生徒の心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときと。それから、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときということで、相当の期間というのは、不登校の定義がありまして、年間30日を目安にしております。

児童などの生命、心身及び財産の重大な被害については、次のケースが想定されるというこ

とで、記載のとおり自殺を企画した場合とか、重大な事態について記載しております。

14ページについては、調査の主体という形で、いじめの調査については教育委員会に設置される附属機関、美里町いじめ防止対策委員会が実施するという形になります。

そして、最後に16ページになりますが、教育委員会はこの重大事態が発生した場合については、町長に報告する義務がございます。その中で、町長が再調査を……。16ページです。16ページではないですか。済みません。ページのずれがございます。15ページです、済みません。

15ページの中段にあります、重大事態が発生した場合については、町長に報告義務がございますが、町長は再調査をすることができます。その場合については、先ほどお話ししましたように、美里町いじめ防止対策委員会が再調査も当たるという形で記載いたしております。

以上、雑駁ではありますが、美里町いじめ防止基本方針の案について御説明申し上げました。

これについては、本日初めて町長にお示しいたしますので、できれば継続して総合教育会議の中で協議調整をいただければというふうに考えております。以上でございます。

総務課長（伊勢 聡） ただいまの説明につきまして、何か御意見や御質問等がございますでしょうか。町長。

町長（相澤清一） このいじめというのは、やっぱり全国的に非常に大きな問題で、きょうも仙台市だかで内容はわかりませんが自殺したというようなことがございます。常々、やっぱりスピード感を持って、その問題が出たらすぐ事に当たるというようなことをしないと。やはり、教育委員会として、しっかりとして常々その情報を得るのはもちろんのこと、もし万が一、何か出たときにはすぐさま対応できる体制を常に整えていただいて、そうやってそういうふうに準備して、すぐアクションを起こす。これがやっぱり一番大事だと思うんです。それが欠けていると、やはりなかなかそこで前に進まないというような形になりますので、その辺は常々危機意識を持って、そうやって教育委員会も、町もそうですけれども、一緒になってやっぱりアンテナを高くして情報収集に努めなければやっぱりいけないと思いますので、ぜひその辺は、この機会にお互いに共通の認識を持って進めなければいけない。そのように思っております。以上です。

総務課長（伊勢 聡） 委員長、何かございましたらよろしく申し上げます。

教育委員長（後藤眞琴） 今、町長がおっしゃられたことは、ずっと前から教育委員会で、このいじめのことは本当に一生懸命やっております。町長部局のほうの御協力もよろしく申し上げます。

総務課長（伊勢 聡） そのほかございませんでしょうか。教育長。

○教育委員会教育長（佐々木賢治） 今、町長から御心配いただきました件なんですが、美里町では、まずいじめが発生しないと。未然防止、これが第一であります。ですから、いじめが発生しないようにするために、職員の危機意識、それから保護者との連携、それから何よりも中学生くらいの年齢層になりますと、自分たちでいじめというのは起こさないし、もし見ついたらみんなで注意し合うと。そういった取り組みを現在小牛田中学校で積極的に取り組んでおります。まず、未然防止。

それから、2点目は、いじめがあったと情報が入った場合は、早期対応、それから早期解決に向けて取り組むと。早期対応につきましては、事実確認。これは、親にも隠さない。全て事実確認をして、親にも状況を説明し、対応していくと。今の子どもたち、本当に何を考えているのかわからないときが多々ございます。命にかかわる問題。大変言い方がちょっとあれなんですけど、ゲーム的な感覚とかそういったこともありますので、命の大切さなどを継続して指導していくと。一番今、見えない部分は、インターネット。ああいった情報機器によるいじめ。そういうところも視野に入れて、未然防止に努めていきたいというふうに現在やっております。

とにかく、危機意識、危機管理で、学校としても継続してやっていきたいなというふうに思っております。以上です。

総務課長（伊勢 聡） それでは、そのほかございませんでしょうか。（「なし」の声あり）

---

#### 日程第4 その他

総務課長（伊勢 聡） それでは、これをもちまして全ての協議事項についての調整が終わったわけですが、そのほか何か御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。（「なし」の声あり）

---

#### 日程第5 閉会

総務課長（伊勢 聡） それでは、次回の総合教育会議の開催日程等につきましては、教育委員の皆様へは、事前に教育委員会事務局を通じまして調整をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、第3回美里町総合教育会議の一切をこれで終了させていただきます。

本日は大変ありがとうございました。

午前11時20分 閉会

上記、会議の内容に相違がないことを証するため、ここに署名いたします。

平成28年 月 日

---

---

平成28年度第1回総合教育会議における修正（10ページ3行目）

修正前	修正後
確かに <u>教育長</u> がおっしゃいますように	確かに <u>町長</u> がおっしゃいますように、